



2024年12月16日

各 位

会 社 名 株式会社サイエンスアーツ
代表者名 代表取締役社長 平岡 秀一
(コード番号：4412 東証グロース)
問合せ先 取締役管理本部長 松田 拓也
(TEL. 03-6825-0619)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2025年1月15日
(2) 発行する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 29,100株
(3) 発 行 価 額	1株につき561円
(4) 発 行 総 額	16,325,100円
(5) 株式の割当ての対象者 及びその人数並びに 割り当てる株式の数	当社取締役（監査等委員である取締役を除く） 3名 26,700株 当社監査等委員である取締役 3名 2,400株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2024年10月15日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役（以下、総称して「対象取締役」という。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議いたしました。

また、2024年11月27日開催の第21回定時株主総会において、本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して年額20,000千円以内（うち社外取締役分は年額5,000千円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）、監査等委員である取締役に対して年額10,000千円以内とすること、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は、取締役に対して年40,000株以内（うち社外取締役分は年10,000株以内。）、監査等委員である取締役に対して年20,000株以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

当社は、本日開催の取締役会において本制度の目的、当社の業績、その他諸般の事情を勘案の上、

対象取締役6名に対し、金銭報酬債権合計16,325,100円（以下「本金銭報酬債権」という。）を支給し、対象取締役が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産とすることで、当社普通株式29,100株を割当ててを決議いたしました。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本新株式発行に伴い、当社と対象取締役は、個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、2025年1月15日（払込期日）から2026年1月14日までの間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限付株式の無償取得

対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれの地位からも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、当社の取締役会が正当と認める理由（療養・親族の介護または養育・任期の満了・定年等）がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとする。

（3）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の間、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、期間満了時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、対象取締役が当社の取締役会が正当と認める理由（療養・親族の介護または養育・任期の満了・定年等）により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が岡三証券株式会社開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制

限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行における発行価額については、恣意性を排除するため、2024年12月13日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である561円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上